

規約番号	名称	条・項番	改定前内容	改定後内容
規-003	ETCカード特約	第4条 3項を新設	(無)	3. 会員は、ETCカードを本条1項および2項に定める、料金所における通行料金の支払い以外のサービス決済に利用することができる場合があります。この場合、会員は当該サービス提供事業者が定める利用規約等に従い、ETCカードを利用するものとします。
		第15条 1項	1. 会社は、会員に対して、事由のいかんを問わず、道路上での事故及び車載器に関する紛議に関し、これを解決しもしくは損害賠償する責任を一切負わないものとします。	1. 会社は、会員に対して、事由のいかんを問わず、道路上での事故および車載器に関する紛議等に関し、これを解決しもしくは損害賠償する責任を一切負わないものとします。
		第17条	第17条（ETCシステム利用規程の遵守） 会員は、道路事業者が別途定めるETCシステム利用規程を遵守し、ETCカードを利用するものとします。	第17条（ETCシステム利用規程等の遵守） 会員は、道路事業者等が別途定めるETCシステム利用規程等を遵守し、ETCカードを利用するものとします。